2006(平成18)年6月1日鑑賞〈試写会・御堂会館大ホール〉



監督=森川時久/原作=高杉良『不撓不屈』(新潮文庫刊)/出演=滝田栄/松坂慶子/三 田村邦彦/田山涼成/中村梅雀/夏八木勲/北村和夫(角川ヘラルド映画配給/2006年日本 映画/119分)

..........<del>..</del>

……姉歯元一級建築士が国会で吐いた「弱い自分がいた」は、ライブドアや カネボウの粉飾決算事件にみる公認会計士など、他の専門家諸氏にも波及 ……? しかし、「不撓不屈」の精神の持ち主、飯塚毅税理士は、そうでは なかった! 昭和38年以降の「飯塚訴訟」に勝利し、TKC 全国会を立ち上 げた彼の業績の確認も大切だが、それ以上に学ぶべきことは、その愚直なま での熱い生き方。「戦後60年」の今、また1つ絶好の教科書の誕生だ。

## ■ 中年男性諸氏必見の高杉良原作「3部作」

この『不撓不屈』は、『金融腐蝕列島・呪縛』(99年)、『燃ゆるとき』(06年) に続く、高杉良の原作を映画化したもの。『金融腐蝕列島・呪縛』は銀行再生に 立ち上がるミドルエイジ北野浩(役所広司)の生きザマを(『シネマルーム1』 112頁参照)、『燃ゆるとき』は、「アメリカ大陸を日本のカップ麺で制する! | た め、現地法人の資材担当として頑張る中年サラリーマン川森潔(中井貴一)の生 きザマを(『シネマルーム9』196頁参照)、そしてこの『不撓不屈』は国税庁の 圧力・弾圧に屈せず、飯塚訴訟を闘い抜いた飯塚毅税理十(滝田栄)の生きザマ をそれぞれ描いたものだが、これらはいずれも中年男性諸氏必見の映画。

## 四文字熟語の使い途……?

今年3月の上海・杭州・烏鎮・鎮江・揚州・蘇州・周庄旅行では、中国の戦国 時代(BC403~221年)の呉国(江蘇省)と越国(浙江省)との戦いの中から生 まれた「呉越同舟」と「臥薪嘗胆」という四文字熟語の意味をじっくりと学んだ。 中国に由来するこれらの「四文字熟語」からは多くのことを学ぶことができる。

引退した平成の大横綱貴乃花は、2005年6月の「若貴騒動」でマスコミの格好の餌食とされ評判を落としてしまったが、大関昇進、横綱昇進の頃は、飛ぶ鳥を落とす勢いだったもの。そんな貴乃花は、昇進伝達式での、使者に返す口上にも工夫を凝らしていた。平成6(1994)年11月場所後の横綱昇進では、「相撲道に不惜身命を貫く所存です」だったが、平成5(1993)年の大関昇進の時のそれが「不撓不屈の精神で相撲道に精進いたします」というもの。その「不撓不屈」がこの映画のタイトルだ。

# TKC 全国会と飯塚毅税理士

私は原則的に日曜日の朝は、フィットネスクラブのランニングマシーンで2時間40分かけて20kmを走っている。その時いつも観ているテレビ番組が、10時からのテレビ朝日系列の『サンデープロジェクト』とTBS系列の『サンデージャポン』そしてNHK教育の『NHK杯将棋トーナメント』の3つで、適宜チャンネルを切り替えながら観ている。そして、朝7時30分からのフジテレビ系列の『報道2001』は、自宅で観ることが多い。この『報道2001』の番組で流れるコマーシャルの1つが、私の顧問会社であり、2006年6月28日の株主総会で私が監査役に就任する予定の株式会社オービックの子会社であるOBCの「勘定奉行におまかせあれ」というもの。そして、『サンデープロジェクト』で流れるのが「あなたの側に税理士がいます。それは……」というTKC全国会のもの。そんなわけで、私はTKC全国会の存在はよく知っていたが、これを創設したのがこの映画の主人公、飯塚毅税理士だったとは、知らなかったなあ……?

# **ែ**懐かしい刑事弁護教官の名前にビックリ……

「飯塚事件」は、広義では国税庁(局) VS 飯塚毅税理士の闘いを総称するものだが、狭義では、飯塚会計事務所の4人の職員が昭和39年に「法人税法違反教唆罪」と「証憑湮滅罪」で起訴され、7年間の審理の末、昭和45年に無罪判決が下された刑事事件を指している。当然、これは映画の中でも紹介されているが、私

がビックリしたのは、この刑事事件の「弁護人」をつとめたのが大野正男弁護士だったということ。もちろん、映画の中に出てくる大野弁護士はプロの俳優だが、私はホンモノの大野弁護士をよく知っている。なぜなら、彼は私の司法修習生時代における刑事弁護の教官だった人だから。

司法修習は今は1年半に短縮されているし、今年5月に実施された第1回の新司法試験に合格した法科大学院卒業生による新司法修習は1年間とされている。しかし、私たちの時代は、ずっと2年間の制度が続いていた。前期3カ月、後期3カ月を東京の司法研修所に全員が集合して修習を受け、その合間の1年半を全国各地に分散して実務修習を受けるというシステムだった。私は今でも司法研修所時代に採点してもらった「起案」を大切に持っているが、そこに書かれている朱で添削された文章は、教官が書いてくれたもの。そして、そこにある三重丸や四重丸(?)も……? ちなみに、この大野正男弁護士は、その後最高裁判所裁判官に任命され、その大任を果たされた有名な弁護士。

# **『**プレジデント』連載は平成13年から

映画鑑賞後、文庫本 2 冊を購入し、またネット情報をいろいろと集めた結果、高杉良の『不撓不屈―国家権力に抗した男』は、私のかつての愛読誌『プレジデント』に平成13年 1 月から平成14年 4 月まで、合計30回連載された小説とのこと。最近は便利なもので、ネット情報を見れば、第 1 回から第30回までのあらすじが書かれているから、映画との異同を確認することもできる。映画では、飯塚がドイツ語を自由にしゃべっている姿にビックリしたが、この連載小説の第 9 回では、大学時代に飯塚の卓越した英会話能力が評判になったとある。また第28回の、飯塚が DATEV 社(ドイツ連邦共和国税理士データ処理協会)との業務提携を決めた話は映画と同じだが、第29回では、飯塚は「ドイツ連邦共和国大蔵省から依頼された講演で、ヘーゲルやカントの法哲学の誤謬を指摘。聴講者を仰天させた」とあるから、なおビックリ。さらに、第30回(最終回)では、ニューヨーク大学の経済会計研究所で「監査の新時代と日本の会計制度」と題した記念講演を行ったとのこと。もちろん、こりゃすべて英語での講演だから、何ともすごいもの。きっと本人は「天才」と言われることを嫌うだろうから、あえてそれを避けて彼

を評すれば、まさに努力の人であり、信念の人、そして熱き心の人……。

# ■ 日本弁護士連合会と日本税理士会連合会、日本公認会計士協会の異同点は?

弁護士も税理士も公認会計士も登録しなければその業務を行うことができないという意味で、日本弁護士連合会・日本税理士会連合会・日本公認会計士協会は強制加入団体。しかし根本的に弁護士が税理士や公認会計士と異なるのは、日本弁護士連合会だけが国や法務省からの自治権を持っているということ。そしてこの自治権の「裏返し」が懲戒権。つまり弁護士は、日本弁護士連合会から懲戒を受けることはあっても、国や法務省から懲戒を受けることはないということだ。

ところが、税理士の懲戒権は財務大臣に、公認会計士の懲戒権は総理大臣にある。 日本弁護士連合会の自治権は、弁護士が戦前から国家権力と闘い続ける中で勝ち取ったものだが、税理士は如何せん、財務省の懐の中にある専門職。これは、耐震強度偽装問題で問題となった一級建築士も同様で、一級建築士の懲戒権は国土交通省にある。したがって一介の税理士が国家権力(=財務省=国税庁=国税局)に真正面から歯向かうなどというのは、この組織原則からみても異例中の異例……。

# ■ 「別段賞与」の論点は?

飯塚税理士は終戦を軍隊で迎え、戦後故郷の栃木県鹿沼に戻った後、税理士になることを決意したとのこと。そして税理士となり、飯塚会計事務所を開設したが、中小企業経営者のための税理士を目指していた彼が、税法の勉強の結果編み出した1つの節税テクニックが「別段賞与」。

これはパンフレットや映画の中でも少しだけ解説されているが、話が専門的なだけにその正確な理解は困難なはず。私は弁護士という職業柄、この「別段賞与」なるものの意義や役割、そしてそれに国税庁がかみついた理由や事情などに人一倍興味があったため、この飯塚訴訟判決を『判例時報』からコピーして、じっくりと勉強した(法人税法違反教唆、証憑湮滅各被告事件、『判例時報』637号96頁)。以下、長くなるが、正確さを期するためその判決文を引用しながら、私なりに「別段賞与」なるものの論点を整理しておきたい。

### **鯔**「別段賞与」の狙いは?

以下、別段賞与の狙いを明らかにするため判決文をそのまま引用しておく。判 決文によると、

①飯塚毅は、税法は国の課税権の限界を示す法規範であり、また税理十業務の あり方は税務当局に対するいたずらな妥協的態度を排し当局による税法の恣意的 な運用等から納税者を保護する立場に立ってこれを処理すべきであるとの見解か ら、顧問先の法人に対し帳簿組織などの合理化を勧める一方、顧問先の必要に応 じて、脱税とは選を異にする「合法的節税」を指導することも顧問先の信頼に応 える途であると主張し、

②その一端として、昭和36年3月ごろから、顧問先法人が決算を取りまとめた 結果顕著な増益を収めたことが判明しながら、当面の資金不足から、右利益に対 する法人税の納付に窮する事態にあるときには、右利益額の一部を従業員に対す る賞与として配分することとして、これを決算報告書に損金として計上し、利益 金中には計上しない、同税理士のいわゆる「利益還元従業員別段賞与」なるもの を実施するよう指導し、

③顧問先法人が顕著な利益を上げた場合には、右利益は一面において従業員の 努力の成果でもあるから、かかる場合に事実上の利益配分としてその一部を従業 員に支給することは賞与本来の意義にも適するものとする同税理士の考え方に基 づくものであって、その内容は概算利益額の2割以下程度を支給の適正限度額と し、これを当該事業年度においては一応未払金のままとして損金に計上しておき、 その後資金事情の好転した適当な時期にその支給を実施するが、同時に右法人は これを5年ないし、10年の期間をもって右受給者から借入れることとして実際の 現金出納を行わず、その期間中右法人は各受給者に右借入金に対する5分ないし 7分の利息を支払いながら、これをその事業運営の資金に供するというものであ った(以下これを別段賞与という)。

## **昭和38年当時の税法の定めは?**

他方、未払の従業員賞与を損金として経理することの税法上の適否に関しては、

当時の法人税法上の定めは次のとおりであった。すなわち、判決文によると

①現行法(昭和40年3月31日法律第34号)第22条第3項および第54条の賞与引当金のような規定はなかったところから国税庁は当時の法人税法基本通達(昭和25年9月25日国税庁長官通達直法1一100)264項および265項をもってこれに関する税務行政上の取扱基準を定め、これに従って運用していた。

そして、②これによれば、使用人に対する賞与は、決算報告書上の利益金処分として支給される場合でない限り損金として経理することが認められていたのみならず、これを決算時までに現実に支給しないで、単に将来支給すべき賞与として引き当てるのみでも、当該引当金を支給することが確実であり、かつその支給額が法人税の申告期限までに受給者ごとに分別されることを条件としてこれを損金に計上することが認められる取扱いとなっていた。

## ■飯塚税理士の工夫とその実践・指導は?

そこで飯塚税理士が行った工夫は、判決文によると次のとおり。すなわち、

- ①法人が前記のようにして別段賞与の支給を計上することは、前記基本通達の趣旨にも適合し、なんら違法ではないから、法人が合法的に納税額の軽減をはかる手段となり得るばかりでなく、資金難に苦しむ法人は前記の借入金を運用することにより、当面の資金繰りに貢献する効果があること、右借入期間中従業員の定着足止めにも資し得ること、右期限後の返済はその間の引続く物価上昇の趨勢等に伴なう貨幣価値の下落によって計上当時に比しはるかに容易であることなどを右別段賞与の利点として挙げ、
- ②同会計事務所において昭和36年1月および同37年1月の2回にわたって被告 人ら主査補以上の職員に対する右賞与の支給を計上して自らこれを実践し、
- ③同36年3月ごろからは顧問先の各法人に対して漸次右賞与を計上するよう指導し、同38年ごろには、これに応じてその決算報告書に右賞与の支給を計上した法人数は60余りに上るに至った。
- ④そして、飯塚税理士は、当時施行されていた法人税法には右報酬等の遡及増額についてなんらの規定がなく、前記通達にもこれに関する解釈が示されていないところから、これを適正な限度内で所得税額の年末調整の済んでいる前年の最

### 210 税理士にも色々います!

後の給与支払期の翌月まで遡及して増額し、決算の際には、一応その遡及増額分を未払金として損金に計上することは税法上許容されるものと考え、役員報酬等の増額を希望する顧問先法人がある場合には、前記のような遡及増額の方法をとるよう職員を指導するとともに、その際その手続を適法に履践したことを明らかにするために、役員報酬の限度額を遡及して増額する旨議決した趣旨の記載ある株主総会ないし社員総会議事録を作成するよう指示していた。

## **電**飯塚判決の結論は?

本判決は、

- ①役員賞与の増額支給の一部をのぞき、右の従業員に対する別段賞与ならびに 給与、期末賞与の遡及増額および役員報酬の遡及増額のすべてにつき、その確定 申告書への損金計上が仮装のものであることを認めたが、他方、
- ②被告人らが仮装のものとして右の損金計上をとるよう指導したこと、ないし 右会社が仮装のものとして右の損金計上をすることを察知しながら、これに協力 したとは認められないとして、
  - ③法人税法違反教唆および証憑湮滅のすべてにつき無罪とした。

## ■●飯塚事件と弱い自分……

「弱い自分がいた」。これは、2005年10月末以降大きな社会問題となった耐震強度偽装問題を受けて、2005年12月衆議院の証人喚問に出席した姉歯元一級建築士が吐いた有名な言葉だが、「流行語大賞」に推薦したいような名(迷)文句……。そして「弱い自分」は建築士のみならず公認会計士にもいた。その第1はライブドアの粉飾決算に関与した港陽監査法人、そして第2はカネボウの粉飾決算に関与した中央青山監査法人の会計士たち。

「弱い自分」はどんな人間にもいるはずだが、専門家がその「弱い自分」に負けてインチキに走れば、その社会的影響が大きいのは当然。判決文を引用しながら詳しく紹介したように、飯塚税理士の「別段賞与」という節税テクニックは、「その確定申告書への損金計上は仮装のもの」と認定されたが、それは決して「弱い自分に負けた」ためではなく、中小企業経営者の節税のために編み出した

税法のテクニック。今ドキの各種・各層の専門家は、弁護士の私を含めて「弱い 自分」とどのように向きあい、それをどのように克服していくのかを考えるにつ いて、この飯塚税理士の生き方を多いに学ばなければならないだろう。

# 中央青山監査法人への業務停止命令の波紋

ライブドア事件における港陽監査法人のインチキはともかく、中央青山監査法人によるカネボウの粉飾決算への関与は、2006年5月の金融庁による「7月1日からの2カ月間の業務停止命令」というとんでもない事態に発展した。中央青山監査法人は、「トーマツ監査法人」「あずさ監査法人」「新日本監査法人」と並ぶ日本の4大監査法人の1つで、トヨタやソニーを含む約2300社の監査契約会社を抱えていただけに、その社会的影響は甚大なもの。今年3月に決算期を迎え、6月末に株主総会を迎える中央青山監査法人と契約していたたくさんの一部上場企業は、それぞれその対応に苦慮している。その対応策は、①そのまま契約を継続、②7~9月の2カ月間だけの一時会計監査人を選任して、とりあえず共同監査としたうえ、その後、最終方針を確定、③直ちに契約を解消して、新たな監査法人と契約、の3つ。しかし、突如中央青山監査法人離れをした大量の会社からの新規依頼に、残りの3つの監査法人では対応しきれないため、あちこちで大混乱が……。ちなみに、私が来る6月28日の株主総会で監査役に選任される予定となっている株式会社オービックでも、その対応策を協議し確定するため、私もつい先日東京へ……。

### **ごこまでやるの、国税局……**?

「別段賞与」の解説が長くなりすぎたが、それは興味のある方のためのもの。この映画が面白いのは、国税局による飯塚潰しへの圧力(弾圧?)のサマが赤裸々に描かれていること。その中心人物である竹内部長(三田村邦彦)の言動を見ていると、それが必ずしも組織としての合理的な政策判断にもとづくものではなく、個人的な恨みつらみによるものがたくさん含まれていることがよくわかる。「税務調査」は「強制捜査」とは全く異質のもので、強制力を伴ったものではない。しかし、この映画を観ていると、飯塚会計事務所のみならず、顧問先、関与先の中小企業を徹底して税務調査すれば何らかのボロが出てくる可能性があるの

### 212 税理士にも色々います!

みならず、調査への物理的な対応だけで「商売あがったり」になってしまうことは必然。もちろんそれが国税局の狙いで、そのボディーブローや数々のパンチは、顧問先の「飯塚会計事務所離れ」という形で次第に大きな痛手に……。2度にわたる「嘆願書」の提出も認められず、このままでは飯塚税理士はますます窮地に……。思わず、「ここまでやるの、国税局」と思ってしまったが、同時に映画でよくここまで表現できたものと感心。あなたもきっと国家権力の恐ろしさをひしひしと感じることだろう……。

## **鱖飯塚税理士の闘いを支えたものは……?**

「私の別段賞与の工夫は、何も悪いことではない」という飯塚税理士の信念を 支えたのは、妻のるな子(松坂慶子)と3人の子供たち。そして、今は国税庁の 顧問をつとめている恩師の各務弁護士(夏八木勲)や、心の師である植木住職 (北村和夫)ら。これはあくまで国税局からの攻めを防御するについて、飯塚税 理士を精神的・理論的に応援してくれているだけだが、それが飯塚にとって最も 大切なものであることは明らか。

### 一門内部情報の大切さも……

飯塚税理士への国税局の圧力が強まる中、飯塚や妻のるな子の前に、時々謎めいた言葉を残して去っていくある男がいた。映画のラスト近くになって、これが国税庁職員の重田(中村梅雀)であることが明らかになるが、彼の最初の言葉は「自宅は見張られていますよ」「明日家宅捜索が入りますよ」などという小さな情報の通告だった。しかし、闘いが激しさを増す中、ある日るな子に渡された封筒に入っていたのは「爆弾メモ」……。飯塚は「このことは誰にも言うな」とるな子を制し、そのメモを世間に出すことを拒否したが……。

## **三**国会の爆弾男が大活躍……

他方、飯塚が国税局へ反撃するについて、強力な支援者となったのが、国税庁の横暴を政治的に暴くことに飯塚税理士と共通の目標を見い出した、「国会の爆弾男」である野党の岡本代議士(田山涼成)。岡本代議士による飯塚からの事情

聴取や、それを基にした国会での国税庁長官への追及ぶりを見ていると、国会議員の国政調査権の重要性と、国会議員個人の技量の大切さを再認識させられるはず。また、「爆弾メモ」をめぐる国税庁長官への追及に慎重に取り組む岡本代議士の姿を見ていると、ホリエモンの偽メール事件で、その未熟ぶりを露呈した民主党の永田寿康議員のバカさ加減が一層きわだつというもの……。

ちなみに高杉良の原作では、岡本代議士は社会党の平岡忠治郎とされているが、その他にも社会党の勝間田清一委員長や、民社党の春日一幸、そして自民党の渡辺美智雄、山中貞則、橋本登美三郎、さらには田中角栄等、たくさんの実名の政治家が登場するから、こちらも映画以上にダイナミックで面白い。興味のある方は是非、小説もどうぞ……。

## **ご**この映画から何を学ぶか?

私の『シネマルーム』もパート9を数えたが、そんな映画評論家としての私の 実績が認められたためか(?)、来る6月26日には、福山市の大和ハウス工業株 式会社福山支店の安全大会記念講演で、「ナニワのオッチャン弁護士、映画を斬 る!」と題する講演を行うことになっている。これは多分年に1、2度しか映画 を観ることのない中年サラリーマン諸氏、約200名を対象としたものだから、最 近のハリウッド映画の面白さをしゃべっても意味がないので、中年サラリーマン に元気を与えるような映画の話をメインにするつもり。そこで、ちょうどいいネ タ(?)が、この『不撓不屈』。

この映画から私たちが学ぶことができるのは、自分を信じ、信念を曲げないで 闘っていく勇気だが、それは言うは易く、実践するのは難しいもの。ボチボチ定 年を迎えようとしている私たち団塊の世代は、日本をここまで引っ張ってきたん だという自信を持つ必要がある。そしてそれとともに、これからもなお元気で楽 しく、目的意識を持ってそれぞれの人生を過ごすためにも、こんな映画を観て、 飯塚税理士が示した勇気を少しでも共有することが大切。そんな私の思いが、講演を聴く皆さんに伝わるよう頑張りたいものだ。 2006(平成18)年6月6日記

本作品は産經新聞2006(平成18)年6月9日付「That's なにわのエンタメ」でも紹介しました(本書204頁に記事転載あり)。

### 214 税理士にも色々います!